

# 令和8年度ICTガバナンス支援業務委託 仕様書

## 1 名称

令和8年度ICTガバナンス支援業務委託

## 2 業務目的

福岡市ではICT（情報通信技術）利活用を組織的に統制し、投資効果の向上を図るために、平成25年度より副市長を情報化統括監（CIO）とするCIO制度を導入し、ICT戦略を全庁的に推進していくための体制を整備した。

平成27年3月には「システム刷新計画」を策定し、老朽化が進みレガシー化したシステム資産を刷新することで、誰でも、いつでも、どこでも公共サービスが受けられる社会の実現に向けて、最先端の電子行政サービスの提供を可能とするシステム基盤の構築を目指すとともに、平成28年1月から始まったマイナンバー制度の円滑な導入・運用に取り組んできたところである。

今後、福岡市の情報化をより推進していくためには、CIO制度のもと全庁的な視点から業務のスリム化・効率化を行い、ICTに係る全体コストの削減や適正な投資効果の達成を目指す必要があり、その実現に向け、システムのライフサイクル全体において、ICTガバナンスを強化していくことが課題である。

このため、平成28年度以降、外部専門家の活用により、情報システムやホームページ等（以下、「情報システム等」という。）の開発・運用におけるガイドラインの整備や情報システム等の構築に係る費用の適正化を図るためにその妥当性を査定する等、調達・開発・運用の各局面において効率的なICT投資を行うためのPDCAサイクルの確立に取り組んでいるところである。

令和8年度については、情報システム等の構築に係る費用の適正化を図るためにその妥当性を査定する「コスト査定」の継続実施と、福岡市職員からの質問や相談に対する専門的助言、提案等について、外部専門家の活用を図るものである。

## 3 履行期間

契約締結日から令和9年3月26日まで

## 4 履行場所

福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所8階  
福岡市総務企画局 DX戦略部 DX戦略課

## 5 業務遂行責任者の資格要件等

業務遂行責任者は、次のいずれかを満たす者であること。なお、従事者についても、次のいずれかを満たす者であることが望ましい。

- (1)情報処理技術者試験の区分でスキルレベル3以上の試験、これに相当する旧区分の

国家試験又は国際機関等の実施する同等水準の試験・検定に合格しており、かつ、ICT分野のコンサルタント業務やシステム開発業務におけるプロジェクトマネージャー等に従事した経験を3年以上有すること。

- (2)国、都道府県、市又は独立行政法人が発注する本業務委託と同種または類似業務に対して、責任者又はリーダー的立場で従事した経験を3年以上有すること。
- (3)国、都道府県、市又は独立行政法人において、CIO補佐又はこれに相当する職で採用され、又は委嘱を受けて、その職務を務めた経験を有すること。

## 6 業務内容

### (1) ICTガバナンス強化支援

#### ① ICTに係るコストの適正化

##### ア 現状と課題

福岡市において、業務担当課が情報システム等の新規構築又は再構築を行うにあたっては、システム化の目的、業務上の課題、実装するシステム機能、情報セキュリティ方針、費用とその効果（行政効果・市民効果）等を検討し、福岡市情報システム審査委員会（以下「委員会」という。）による開発計画審査を受け、委員会にて承認が得られた場合のみ、新規構築又は再構築に必要な予算や人員の要求を行える仕組みを構築している。さらに、開発計画審査で承認された案件を業務担当課が調達する場合は、事前にICTガバナンス部門へ予算執行伺の合議を行わなければならず、その際ICTガバナンス部門は調達仕様書の内容と開発計画審査で承認した内容を比較し、両者が乖離していないか等を確認している。

なお、小規模（開発費用及び5年間の運用保守費用の合計が3,000万円以下）の情報システム等の場合は、審査手続きを簡素化するために、委員会に諮らず副委員長（DX戦略課長）が開発計画審査及び評価審査をするものとしている。

開発計画審査においては、「統一見積書様式」による見積書の提出を求めたうえでその内容を確認しているが、ICTガバナンス部門の職員が専門的スキルやノウハウを必ずしも十分に保有しているわけではなく、内容の精査には限界がある。また、既に稼働している現行の情報システム等の運用保守に係る費用についても同様に、その妥当性を査定するまでには十分に至っていない等の課題があった。

このため、平成28年度及び平成29年度において、外部専門家を活用し、情報システム等構築案件（委員会が開発計画審査を行う大規模のもの）を対象としたコスト査定を実施したほか、見積内容をより精緻化できるよう事業者に作成・提出してもらう「統一見積書様式」の改善や、ICTガバナンス部門が自らコスト査定を実施するための手引き書として、「コスト査定マニュアル」の整備等を行った。

平成30年度においても外部専門家を活用し、「統一見積書様式」及び「コスト査定マニュアル」に基づき、特命随意契約を前提とした既存の情報システム改修・運用保守案件（大規模に相当するもの）のほか、情報システム等構築案件（副委員長が開発計画審査を行う小規模のもの）の一部を対象にコスト査定を実施した。また、特命随意契約を前提とした案件については、コストを明細単位で査定するために「統一見積書様式」及び「コスト査定マニュアル」の改訂を実施したところである。

更に、適切なコスト査定を実施するためには、福岡市が事業者に見積を依頼する際に提示する見積仕様書（要求仕様書）の精度を高めることも重要と考えるが、現実的には、制度・業務が未確定、ICT経験の不足、マンパワー等の問題から精緻な仕様書の提示が困難な場合が多いことも課題と考えている。

そこで、令和8年度は引き続き、外部専門家を活用したコスト査定を実施し、費用の適正化を図るための方策検討を継続実施するものである。

#### イ 委託事項

- (ア) 現状と課題で示した内容を踏まえ、情報システム等構築案件（委員会が開発計画審査を行う大規模のもの）及び既存の情報システム等改修・運用保守案件（大規模に相当するもの）を対象としたコストを査定し、「コスト査定書」の案を作成すること。対象件数の想定は概ね7システムとし、想定以上の件数となる場合は、必要に応じて業務量を調整することとする。査定対象の情報システム等は受託者の意見を聞いたうえで福岡市が決定する。
- (イ) コスト査定は、福岡市「コスト査定マニュアル」の内容を十分に踏まえて実施すること。その際、事業者が提出した見積書の精査のみならず、福岡市が見積を依頼する際に事業者に提示した見積仕様書についても十分な精査を行うこと。
- (ウ) 上記(ア)(イ)の作業実施にあたっては、開発計画書を策定した業務所管課担当者への事前ヒアリングを行い、見積仕様書の内容改善等についての助言を行うこと。
- (エ) 上記(ウ)の助言は、コスト査定のみならず、システムのライフサイクル全体を見据えた幅広い視点での支援を行うこと。
- (オ) 上記(ア)(イ)の作業を実施する中で判明した課題・問題点等を整理し、「コスト査定マニュアル」、「統一見積書様式」、その他福岡市手引き資料の改善案を作成すること。また、「コスト査定マニュアル」の掲載事項を最新化するための時点修正を行うこと。

#### ② 評価書協議支援

##### ア 現状と課題

開発計画審査を受けた情報システム等については、稼働後概ね1年経過後に、業務上の課題の解決状況、システム機能の実装状況、情報セキュリティの確保の状況、実際に要した費用と得られた効果等を踏まえた評価審査を行っている。対象件数の想定は概ね7システムとし、想定以上の件数となる場合は、必要に応じて業務量を調整することとする。査定対象の情報システム等は受託者の意見を聞いたうえで福岡市が決定する。

##### イ 委託事項

- (ア) 業務所管課担当者から提出された評価書を点検し導入したシステムの課題を洗い出し、改善につながる支援を行うこと。
- (イ) より実効的な評価審査とするため、前年度に整理した課題・問題点をふまえて

評価審査手法や「システム評価書」の改善提案を行うこと。

### ③ 助言・提案及び情報提供等

#### ア 現状と課題

ICT ガバナンスの更なる強化を進めていくうえでは、各種業務システムの開発・運用から発生する課題の解決や、セキュリティ対策の更なる推進、庁内の ICT 人材の育成等に対して外部専門家の知見が必要であり、また、各種手引書についても、記載内容を最新化する等の継続的な見直しを図っていく必要がある。

#### イ 委託事項

- (ア) 上記アで述べたような場面において発生する、福岡市職員からの質問や相談に対する専門的助言、提案等を行うこと。そのほか、技術・市場動向、民間企業・官公庁等の ICT 利活用の状況等、ICT ガバナンスの強化に有益な情報について提供すること。
- (イ) ICT ガバナンスにかかる既存手引書等について、内容を最新の状態に保つための時点修正や、本業務を遂行する中で判明した見直し事項を手引書等に反映させる作業を行うこと。なお、既存手引書等の作業項目及び手順は、本市と受託者で協議の上決定する。
- (ウ) その他、ICT ガバナンスの更なる強化を進めていくにあたり、効果的な手法の提案を行うこと。

### (2) IT マネジメント強化支援

本市が行う情報システム導入等について、各業務主管課の担当職員の専門スキルやノウハウ不足により、計画時点の導入内容、導入スケジュールと逸脱したシステム導入となる事例が見受けられるため、外部専門家による導入等の支援を実施する。

なお、支援においては、本市ガイドライン等の内容に沿って実施し、特定の技術、視点に偏らないよう十分に注意すること。

#### ① 対象案件

昨年度の同委託において、コスト査定を行ったシステム導入案件（7件程度）

※案件規模や想定される作業量等を勘案し調整する。

#### ② 委託事項

##### ア 調達支援

###### ・ 仕様書作成支援

本市が行う情報システム導入等にあたり各業務主管課が作成した仕様書について、各種要件（機能、非機能、移行、セキュリティなど）の妥当性やクラウド活用の可否などについて専門的観点から助言等を行い、より精度の高い仕様書の作成を支援する。

#### イ 導入支援

- ・ プロジェクト管理支援  
受託事業者より提出されたプロジェクト計画書をレビューし、QCD（品質・コスト・納期）の観点からリスクと想定される部分の指摘、及び対応案の示唆を実施する。
  - ・ プロジェクト支援  
プロジェクト計画書にて指摘されたリスクに関する業務主管課と受託事業者の協議等を支援する。
  - ・ システム導入等に必要な情報等の調査分析  
先進的な取組事例や他自治体事例の調査など、情報システムの導入、改修、更新等に必要な情報の調査分析、資料提供を支援する。
- ウ その他支援  
その他、情報システムの導入に際し、専門的・技術的な疑義への回答などを支援する。

## 7 業務実施方法

### (1) 協議形式

受託者は、最低でも二か月に1回程度、福岡市を訪問またはWeb会議を実施し、本業務に関する打ち合わせのほか、質問や相談対応等を行う。

### (2) オフサイト支援

受託者の事務所内で資料作成及び情報収集を行い、メール又は電話によって福岡市職員をサポートする。

## 8 成果物

提案する範囲において、下記に示した成果物を納入期限までに提出すること。なお、納品方法は、契約時に本市と受託者とで協議の上決定する。

電子媒体は、特に定めのない場合は Microsoft Office2016 以上で読み込み可能な Word、Excel、Power Point で作成すること。

No	成果物	納入期限	備考
(1)	本業務に関する実施計画書	契約締結後、概ね7日以内	作業項目、実施期間、業務履行体制表等を記載
(2)※	「コスト査定書」案	令和9年3月26日	「(1) ICT ガバナンス強化支援①イ 委託事項」に関する成果物
(3)	「システム評価の審査結果」案評価審査の手法、「システム評価書」の改善案	本市と受託者で協議の上決定	「(1) ICT ガバナンス強化支援②イ 委託事項」に関する成果物
(4)	助言・情報提供等報告書 仕様書ひな形修正案  審査運用に関する提案 その他各種手引書等（内容見直しを実施した場合）	令和9年3月26日	「(1) ICT ガバナンス強化支援③イ 委託事項」に関する成果物
(5)	プロジェクト管理支援業務報告書	令和9年3月26日	「(2) IT マネジメント強化支援②委託事項」に関する成果物
(6)	本業務に関する実施報告書	令和9年3月26日	本業務の実施成果が分かる内容等を記載

※(2) 「コスト査定書」案の納入期限については、本市と受託者で協議の上決定する。

## 9 作業全般に係る要件

- (1) 福岡市にとって適切な提言・支援及び効果的な成果物が作成されるよう、福岡市の立場に立って業務を遂行すること。また、必要な事項について積極的に提案すること。
- (2) 本業務の進捗状況の進め方、手法については、福岡市と打ち合わせをして実施すること。提出された提案書の内容は、契約を締結した際に責任を持って必ず履行できる内容とすること。
- (3) 調査等の実施に際しては、福岡市関係課と常に連携をとること。
- (4) 受託者が福岡市と協議する場所は、福岡市が用意する。作業場所は、福岡市と協議して決定すること。
- (5) 秘密保持に係る誓約書、入室に要する届等、書面の提出が必要となる場合には、福岡市の指示により提出すること。
- (6) 業務の履行にあたっては、福岡市の定める監督者の指示に従うこと。

- (7) 業務の遂行にあたり必要となる資料及びデータの提供は、福岡市が妥当と判断する範囲内で提供する。
- (8) 協議及び成果物に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (9) その他、業務の実施に必要な事項については、福岡市と受託者が協議して定めることとする。

## 10 福岡市契約事項事務規則等の遵守

受託者は、本書に定めるもののほか、福岡市契約事務規則その他関係法令等の定めるところに従わなければならない。

## 11 個人情報・情報資産の保護

受託者は、業務を実施するにあたっては、個人情報及び情報資産の取扱いについて、契約書で定める「個人情報・情報資産取扱特記事項」を遵守しなければならない。

## 12 その他

- (1) 消費税法の改正等の施行により、消費税率に変動が生じた場合は、新税率の対象となったことによる消費税及び地方消費税の増減分については、変更契約により対応する。
- (2) この仕様書に記載されていない事項または疑事が生じた場合は、福岡市と受託者間の協議により解決する。